

滋賀県知事 三日月大造

1 指定を解除する道路の路線名および区間

路線名	区間
県道綾戸東川線	近江八幡市東川町字天田213番9地先から 蒲生郡竜王町大字弓削字市ノ坪1024番4地先まで

2 解除年月日 令和6年1月19日

滋賀県告示第22号

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約(建設工事その他知事が別に定めるものに係る契約を除く。以下「特定調達契約」という。)に係る一般競争入札または指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

なお、滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に基づく競争入札参加資格を有している者は、この告示による特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和6年1月19日

滋賀県知事 三日月大造

1 申請できる業種 物品の製造、販売および賃貸ならびに役務の提供

2 申請書類および配布時期

(1) 申請書類

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては、登記事項証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し

ウ 都道府県税全てに未納がないことを証する納税証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し

エ 消費税に未納がないことを証する納税証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し

オ 法人にあっては財務諸表、個人にあっては所得税の確定申告書の写し

カ 営業に必要な許可、認可等を得ていることを証する書類またはその写し(許可、認可等を必要とする業種に限る。)

キ 営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあっては、営業所(または営業部署)情報登録表

ク 営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあっては、その委任状

ケ 役員等に関する調書

コ 希望営業種目選択表

サ 環境認証・その他の事項に関する調書

シ 社会保険等加入状況報告書

ス その他資格審査に当たって知事が特に必要と認めるもの

(2) 配布時期 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時から正午までおよび13時から17時までとする。

3 申請書類の受付期間 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで(休日を除く。)の9時から正午までおよび13時から17時までとする。

4 申請書類の配布および受付場所 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

5 申請書類の送付方法 受付場所への持参または郵送による送付および電子情報処理組織による送付

6 申請書類に使用する言語 日本語

7 入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当する者

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれかに該当する者

8 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査 次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 売上高
- (2) 経営規模
 - ア 自己資本
 - イ 従業員数
- (3) 経営状況
 - ア 流動比率
 - イ 営業年数
- 9 資格審査の結果通知等 申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者は、競争入札参加資格者名簿に登録する。
- 10 資格の有効期限 資格を有すると認めた日が令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの日のときは有効期間を令和 6 年 9 月 30 日までとし、資格を有すると認めた日が令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの日のときは有効期間を令和 8 年 9 月 30 日までとする。

滋賀県告示第23号

滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年滋賀県告示第 80 号）第 11 条の規定により、令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月までの間における苦情の受付および処理の状況を次のとおり公表する。

令和 6 年 1 月 19 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

苦情の受付および処理の状況 なし

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和 6 年 1 月 19 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート 五個荘店 東近江市五個荘石塚町 24 番地
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 - (1) 変更前 元三フード株式会社 大津市長良二丁目 3-32 代表取締役 谷口剛ほか 3 者
 - (2) 変更後 元三フード株式会社 大津市堅田一丁目 1 番 15 号 代表取締役 谷口剛ほか 3 者
- 3 変更年月日 令和 5 年 3 月 1 日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所の変更のため
- 5 届出年月日 令和 5 年 12 月 26 日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 - 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
 - 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
 - 東近江市商工観光部商工労政課 東近江市八日市緑町 10 番 5 号
 - (2) 縦覧期間 令和 6 年 1 月 19 日から令和 6 年 5 月 20 日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和 6 年 5 月 20 日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和 6 年 1 月 19 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造